

日影規制の取扱い

1. 「閉鎖方式」「発散方式」について

日影規制の「閉鎖方式」か「発散方式」とするかは任意とする。

2. 日影図を作成する場合の北緯について

渋谷区役所は北緯 35 度 39 分だが、日影図を作成する場合は北緯 36 度とする。